

平成 29 年第 3 回青森市教育委員会定例会 会議録

1 開会日時

平成 29 年 3 月 24 日（金）14 時 00 分

2 閉会日時

平成 29 年 3 月 24 日（金）14 時 48 分

3 会議開催の場所

柳川庁舎 2 階 大会議室

4 出席者

- | | |
|--------------|---------|
| (1) 教育長 | 成 田 一二三 |
| (2) 教育長職務代理者 | 佐 藤 克 則 |
| (3) 委 員 | 石 澤 千鶴子 |
| (4) 委 員 | 斎 藤 誠 子 |
| (5) 委 員 | 池 田 享 誉 |
| (6) 委 員 | 大 嶋 憲 通 |

5 事務局出席職員

- | | |
|------------------|---------|
| (1) 教育部長 | 石 澤 幸 造 |
| (2) 理事教育次長事務取扱 | 横 山 克 広 |
| (3) 教育次長 | 工 藤 裕 司 |
| (4) 浪岡教育事務所長 | 平 田 公 成 |
| (5) 参事総務課長事務取扱 | 佐々木 淳 |
| (6) 社会教育課長 | 高 野 光 広 |
| (7) 文化スポーツ振興課長 | 木 村 久美子 |
| (8) 中央市民センター館長 | 杉 山 潔 |
| (9) 文化財課長 | 渡 邊 薫 |
| (10) 参事市民図書館長取扱 | 若佐谷 昭 人 |
| (11) 学務課長 | 高 橋 光 夫 |
| (12) 学校給食課長 | 佐々木 祐 子 |
| (13) 指導課長 | 石 岡 篤 実 |
| (14) 浪岡教育事務所教育課長 | 山 内 秀 範 |

6 会議に付議された案件

(1) 議案

- 議案第 6 号 青森市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について
(教育委員会事務局総務課)
- 議案第 7 号 青森市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する
規則の制定について (教育委員会事務局総務課)
- 議案第 8 号 青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則
の制定について (教育委員会事務局総務課)
- 議案第 9 号 青森市民図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
(市民図書館)

- 議案第 10 号 青森市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する規程の制定について (学務課)
- 議案第 11 号 青森市学校職員安全衛生管理規程の制定について (学務課)
- 議案第 12 号 青森市スポーツ推進委員の選任について (文化スポーツ振興課)
- 議案第 13 号 臨時に代理し処理した事項の承認について (教育委員会事務局総務課)
- 議案第 14 号 臨時に代理し処理した事項の承認について (教育委員会事務局総務課)

(2) 報告

- ①寄附採納について (教育委員会事務局総務課)
- ②青森市文化会館及び青森市民美術展示館ネーミングライツについて (文化スポーツ振興課)
- ③いじめ防止等対策について (指導課)

7 会議録署名委員

- (1) 石 澤 千鶴子
- (2) 池 田 享 誉

8 会議の概要

午後 2 時 00 分に教育長が開会を宣言する。会期を一日とし、会議録署名委員を前項 7 のとおり指名する。

議案第 6 号から第 14 号を審議、原案のとおり決定し、3 件の事案を報告し閉会した。

9 会議の状況

(1) 議事

○成田教育長

それでは議事に入ります。議案第 6 号「青森市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第 6 号「青森市教育委員会会議規則の一部を改正する規則」の制定について御説明申し上げます。

それでは、本規則の改正概要をまとめた附属資料 1 及び新旧対照表の附属資料 2 を、議案と併せて御覧ください。

平成 27 年 4 月 1 日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、当該法律の規定を引用している本規則についても、平成 27 年第 3 回教育委員会定例会において所要の改正を行いました。その際、法律の条項を参照している箇所の改正を行わなかったため、規則と法律との間で条ずれが生じていたことから、その解消を図るため、所要の改正を行うものです。

改正の内容につきましては、第 13 条第 1 項の条文中、参照する法令「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の条項を「第 13 条第 6 項ただし書」から「第 14 条第 7 項ただし書」に改めるものです。

施行期日につきましては、平成 29 年 4 月 1 日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○成田教育長

ただ今の事務局の説明に、御意見、御質問等はございますか。

～ なし ～

○成田教育長

では、議案第 6 号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議が無いようですので、議案第 6 号については原案のと通りの決定することといたします。

○成田教育長

それでは次に、議案第 7 号「青森市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第 7 号「青森市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則」の制定について御説明申し上げます。

それでは、本規則の改正概要をまとめた附属資料 1 及び新旧対照表の附属資料 2 を、議案と併せて御覧ください。

本規則は、教育委員会事務局の分掌事務の見直しを図るものです。

改正の内容につきましては、浪岡地区冠婚葬祭合理化運動推進委員会の事務局事務について、平成 28 年 3 月 31 日をもって浪岡教育事務所教育課から、浪岡生涯学習施設管理運営協議会へ移管したため、同課の分掌事務中「冠婚葬祭合理化運動に関する事項」を削るものです。

施行期日につきましては、平成 29 年 4 月 1 日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○成田教育長

ただ今の事務局の説明に、御意見、御質問等はございますか。

～ なし ～

○成田教育長

では、議案第 7 号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議が無いようですので、議案第 7 号については原案のと通りの決定することといたします。

○成田教育長

それでは次に、議案第 8 号「青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第 8 号「青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則」の制定について御説明申し上げます。

それでは、本規則の改正概要をまとめた附属資料 1、新旧対照表の附属資料 2 並びに根拠法令等を記載した附属資料 3 を、議案と併せて御覧ください。

本規則は、青森市教育委員会の権限に属する事務の教育長への委任事項の特例である専決事項について、対象となる事項を明確にするものであります。

附属資料 3 を御覧下さい。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条には、教育委員会の職務権限が規定されており、第 3 号として、「教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任命その他の人事に関する事」とされております。

また、第 25 条第 2 項には、教育委員会の職務権限のうち教育長に委任することができない事項が規定されており、第 4 号として「教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任命その他の人事に関する事」とされております。

本市においては、この法の規定に基づく「青森市教育委員会教育長に対する事務委任規

則」により、教育長に委任できない事項として、第2条第8号には「職員の任免その他の人事に関する事務」を、また第10号に「県費負担教職員の任免その他の人事に関すること」と規定しております。

一方で、委任事項の特例として、第4条にあらかじめ一定の事務の決裁権限を教育長に付与し、教育委員会の名において決裁する、いわゆる教育長が専決できる事項が規定されています。

この規定により、校長を除いた県費負担教職員の任免その他の人事に関することについて、専決することができることとなっております。

しかしながら、この「職員の任免その他の人事に関すること」については、採用、退職、配置、昇任といった、いわゆる人事異動のほか、服務、研修、給与、勤務評定といった内容が含まれ、教育長が専決できる事項が明確に区分されていないこと、また、教育委員会職員の任免等については、このような専決できる事項の規定がないことから、専決の対象となる事項を明確にすることで適切かつ効率的な事務の執行を図るため、所要の改正を行うものです。

次に、附属資料2「新旧対照表」を御覧下さい。

教育委員会職員の任免等については、これまで専決できる事項はありませんでしたが、新たに第4条第1項として「教育長は、第2条第1項第8号に掲げる事項のうち、職員の任命その他の人事に関する事務（職員の採用、退職、配置及び昇任に関するものを除く。）については専決することができる。」とし、また、県費負担教職員については、同条第2項として、「県費負担教職員（校長を除く。）の任免その他の人事に関すること」を「県費負担教職員の任免その他の人事に関すること（校長にあつては内申に関するものを除く。）」と改めるものです。

施行期日につきましては、平成29年4月1日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○成田教育長

ただ今の事務局の説明に、御意見、御質問等はございますか。

～ なし ～

○成田教育長

では、議案第8号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議が無いようですので、議案第8号については原案のとおり決定することといたします。

○成田教育長

それでは次に、議案第9号「青森市民図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第9号「青森市民図書館条例施行規則の一部を改正する規則」の制定について、御説明申し上げます。

それでは、本規則の改正概要をまとめた附属資料1及び新旧対照表の附属資料2を、議案と併せて御覧ください。

市では、性的マイノリティへの配慮とともに、市民の利便性の向上及び事務効率の改善の観点から、市民から提出を受ける申請書等の性別欄について、法令等に定めがある場合や業務上支障がある場合を除き、必要のない性別欄を削除することとしております。本規則は、これに伴う利用者カード交付申請書の様式中の性別欄の削除をはじめとした様式の見直し等を行うため、所要の改正を行うものです。

附属資料 2「新旧対照表」御覧ください。

利用者カード交付申請書（様式第 1 号）につきましては、性別欄を削除するほか、利用者に記載していただく内容について、改めて必要な事項を整理し、利用者区分欄の追加、生年月日欄等の変更、保護者氏名欄の削除並びに備考欄の追加を行うものです。

次に 2 ページを御覧ください。

利用者カード（様式第 2 号）の裏面につきましては、特別整理期間の括弧内「2 月中約 14 日間」を「年 14 日の範囲内」に改めるものです。

施行期日につきましては、平成 29 年 4 月 1 日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○成田教育長

ただ今の事務局の説明に、御意見、御質問等はございますか。

○大嶋委員

その他の部署について、同様の様式がないかというチェックはされているのでしょうか。

○総務課長

今の性的マイノリティの関係や事務効率の観点につきましては、教育委員会内の全ての規則等を確認し、必要なものについて御提案させて頂いているものでございます。

○成田教育長

他にございますか。

～ なし ～

○成田教育長

では、議案第 9 号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議が無いようですので、議案第 9 号については原案のと通りの決定することといたします。

○成田教育長

それでは次に、議案第 10 号「青森市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正 する規程の制定について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第 10 号「青森市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する規程」の制定について、御説明申し上げます。

それでは、本規則の改正概要をまとめた附属資料 1 及び新旧対照表の附属資料 2 を、議案と併せて御覧ください。

平成 22 年度に「青森市小学校及び中学校の管理運営に関する規則」（以下「規則」という。）を改正し、条項の繰り下げを行いました。その際、本規程の中で規則の条項を参照している箇所の改正を行わなかったため、規程と規則との間で条ずれが生じていることから、その解消を図るため、所要の改正を行うものです。

改正の内容につきましては、第 3 条中「第 25 条」を「第 26 条」に改めるほか、以下同様に条項のずれが生じている全 13 箇所について、引用先の正しい条項の番号に改めるものです。

施行期日につきましては、平成 29 年 4 月 1 日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○成田教育長

ただ今の事務局の説明に、御意見、御質問等はございますか。

～ なし ～

○成田教育長

では、議案第 10 号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議が無いようですので、議案第 10 号については原案のとおり決定することといたします。

○成田教育長

それでは次に、議案第 11 号「青森市学校職員安全衛生管理規程の制定について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第 11 号「青森市学校職員安全衛生管理規程」の制定について、御説明申し上げます。

それでは、本規則の制定概要をまとめた附属資料を議案と併せて御覧ください。

本規程は、労働安全衛生法の改正（平成 27 年 12 月施行）により、職員のストレスチェック制度が創設されたことを契機に、学校に勤務する教職員の安全及び健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進することを目的に必要な事項を定めるものです。

概要としましては、安全衛生管理についての責任者及び産業医を置くこと、衛生委員会の設置等による安全衛生管理体制、危険防止や緊急事態における措置等の安全管理、快適な職場環境への配慮や職員の精神衛生のための衛生管理、健康診断や健康相談などの健康の保持増進のための措置等について規定するものです。

それでは、主な制定内容について御説明いたします。

はじめに、教育長等の責務について御説明いたします。

教育長は、総括安全衛生管理者として、職員の安全及び衛生を総括管理いたします。

校長は、安全衛生管理者として、教育長の指示に従い、所属職員の安全の確保と健康の保持増進に努めます。

職員は、校長並びに総括安全衛生管理者等の指示又は指導を受けて安全の確保及び健康の保持増進に努めます。

次に、安全衛生管理体制について御説明いたします。

職員数が 50 人以上の学校につきましては、学校の衛生管理に当たる者として、職員の中から校長が「衛生管理者」を選任するとともに、職員の健康管理指導を行うため、教育委員会が選任する「産業医」を学校に置くこととしております。また、学校に衛生委員会を設置し、職員の健康障害の防止や健康の保持増進等に係る事項を審議することとしております。

また、職員数が 50 人未満の学校につきましては、学校の衛生管理に当たる者として、職員の中から校長が「衛生推進者」を選任し、職員の健康管理指導を行う者は別に定めることとしております。

最後に、健康診断等の実施についてであります。

一つには、教育長は、職員の健康診断を実施することとしております。

二つには、教育長は、心理的な負担の程度を把握するための検査（いわゆるストレスチェック）を実施することとしております。

三つには、校長は、職員が健康診断を受けられるよう配慮するとともに、その結果に基づき適切な事後措置を講ずるとともに職員から相談を受けた場合は指導・助言を行うこととしております。

施行期日につきましては、平成 29 年 4 月 1 日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○成田教育長

ただ今の事務局の説明に、御意見、御質問等はございますか。

○斎藤委員

50人以上に該当する学校はあるのでしょうか。

○学務課長

平成28年度においては、50人以上の学校はございません。こちらで把握しているところでは最大47名の学校がございます。

○成田教育長

他にございますか。

○大嶋委員

4月1日施行ということですので、各学校への校長先生への周知についてはこれからということでもよろしいでしょうか。

○学務課長

その通りでございます。4月に入ってから各学校へ説明したいと思います。

○成田教育長

他にございますか。

○斎藤委員

心理的な負担を検査するストレスチェックについては、各学校で行うということでもよろしいでしょうか。

○学務課長

ストレスチェックにつきましては、50人以上の職員がいる場所が義務付けられていますが、青森市教育委員会といたしましては、50人未満の学校全てについてもストレスチェックを実施するという予定としております。

○成田教育長

他にございますか。

～ なし ～

○成田教育長

では、議案第11号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議が無いようですので、議案第11号については原案のとおり決定することといたします。

○成田教育長

それでは次に、議案第12号「青森市スポーツ推進委員の選任について」事務局から説明をお願いします。

○理事

議案第12号青森市スポーツ推進委員の選任について、御説明いたします。

青森市スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条に基づき、スポーツに関する深い関心と理解を有し、かつ職務を遂行するのに必要な熱意と能力を有する方に、スポーツ活動の促進を図っていただくことを目的に教育委員会が委嘱する非常勤の特別職であります。

現在の委員につきましては、40名の方々に御就任いただいておりますが、3月31日をもって任期満了となることから、次期委員の選任について御審議いただくものであります。次期委員につきましては、お手元の議案のとおり、再任30名、新任10名の方々を候補者としております。

なお、委員の任期につきましては、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間となります。

以上、御説明申し上げましたが、委員の皆様におかれましては、慎重に御審議の上、御

議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○成田教育長

ただ今の事務局の説明に、御意見、御質問等はございますか。

○斎藤委員

2つ質問があります。まず、40人という人数は何か理由があって決めているのでしょうか。また、推進員は具体的にどの様なことをどの様な環境でなされているのでしょうか。

○理事

青森市スポーツ推進員の規則の中で40名以内と規定しております。また、具体的な活動につきましては、先ほど申し上げましたが、地域での活動単位でのスポーツ・レクリエーションに取り組みおられる団体にまずはお願いしております。その方々が実際の実技指導などを始めとしたスポーツ振興に活躍して頂いております。たとえば、サークルなどで学びたいという要望があればそこに行って指導・助言などを行うといった状況になってございます。まずは要請があって、その関係する種目の出身の方を派遣するシステムと考えて頂ければよろしいかと思えます。

○斎藤委員

表内に種目や何名という記載がございますが、この受け取り方としては、市内にこのような種目を行う団体があり、その種目の指導者に対して指導を行うという認識でよろしいですか。

○理事

指導者というよりも、どちらかという市民やサークルの方々に対してのことです。競技力向上というよりも、むしろスポーツにより親しみたいなどの要望があった際に、ある程度指導に適任という方が出向いていき教えるということになります。

○斎藤委員

それでは、年間にこのリストの中の対象者に声が掛かって出向いていくということであれば、大体年間にどの位の活用があるのでしょうか。

○理事

スポーツ推進員の方々には、上半期と下半期にそれぞれ報告書を提出して頂いております。どの種目がということについてはここでは申し上げられませんが、押し並べて年間100～200回位は活動しているという報告がございます。

○斎藤委員

種目別ということでしょうか。

○理事

そうです。

○斎藤委員

そうすると、2日～3日に1回はどこかに行って何かをされているということは、40人の委員全員がされている活動なのでしょうか。

○理事

回数はその委員によって違いますが、活動を全くされていない方はおりません。必ず皆さんに活動して頂いております。また、2年に1回の委員の推薦に当たっては、今回は10名の方が体調が十分でないことなどにより辞退されていまして、委員となる方についても、実際に活動の内容を確認し報告書を見ながらお願いをしているところでございます。今お話にございましたが、新たな方を団体に推薦をお願いするということを考えております。

○佐藤委員

この選定は要綱等があると思いますが、今後はその選定やそれ以外のことについても検討していくことと思いますが、是非抜本的に検討をお願いしたいと思います。具体的には、

大分御高齢の方もおられるようですので、年齢の上限であるとか選定の方法についてですとか、また、辞退者が出た場合は後任の方の種目を教育委員会で選定をすると記載してありまして、この意味はよくわかりませんが、者を選んでからその後に種目を選ぶという捉え方が出来ます。そういったことも含めて抜本的な見直しを是非よろしく願いいたします。

○理事

今佐藤委員からお話がありましたように、高齢の方もおられます。また、種目につきましては、教育委員会が選定した後にその関係団体をお願いをしております。更新につきましても、引き続き活動されている方についてはその実績を踏まえてやって頂くこともありますが、また、種目につきましても辞められた方の種目をそのまま引き継いでいないこともありますので、小学校の部活動に関係する形で野球やバスケットボールや卓球なども増やしたのですが、今回改めて御指摘頂きましたので、皆さんに御理解頂けるように見直ししたいと思います。ありがとうございます。

○斎藤委員

任期が2年となっております、予算も関わってくることなので、もしこの活動がわかる報告書等があれば1度拝見したいと思いますのでよろしく願いいたします。

○理事

準備させていただきます。

○成田教育長

他にございますか。

～ なし ～

○成田教育長

では、議案第12号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議が無いようですので、議案第12号については原案のとおり決定することといたします。

○成田教育長

それでは次に、議案第13号「臨時に代理し処理した事項の承認について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第13号 臨時に代理し処理した事項の承認について、御説明申し上げます。

平成29年度一般会計当初予算（案）の修正についてであります。

附属資料1及び2を御覧ください。

平成29年度一般会計当初予算（案）につきましては、去る2月14日に開催した、平成29年第2回青森市教育委員会定例会において、御議決いただいたところですが、平成29年第1回青森市議会定例会において、議案の修正がありました。

その内容は、一般職の職員の給与の支給額について、管理職以外の一般職の職員の減額が職位にかかわらず一律5%の減額率としておりましたが、これを、主幹級にあつては3パーセント、主査級にあつては2パーセント、主事級にあつては1パーセントの減額率に変更したものであります。

その結果、給与等を3千6百万1千円増額することになり、一般会計当初予算（案）の歳出予算額が97億9千269万3千円となりました。

この議案につきましては、議会中の修正となり、緊急に処理する必要が生じ、会議を招集する暇がありませんでしたので、「青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則」第5条第1項の規定により、教育長が臨時に代理し処理いたしましたので、同条第2項の規定に基づき、

これを報告し承認を求めるものでございます。

以上、御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○成田教育長

ただ今の事務局の説明に、御意見、御質問等はございますか。

～ なし ～

○成田教育長

では、議案第 13 号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議が無いようですので、議案第 13 号については原案のとおり決定することといたします。

○成田教育長

次に、議案第 14 号「臨時に代理し処理した事項の承認について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第 14 号 臨時に代理し処理した事項の承認について、御説明申し上げます。

平成 29 年 4 月 1 日付けの人事異動についてであります。

異動規模は、転出者が 24 人、転入者が 34 人、県教委への転出が 2 人、県教委からの転入が 2 人、定年退職及び再任用フルタイム終了が 5 人、教育委員会内の異動が 27 人となり、合わせて 94 人となりました。

昇任者数は、部長級が 1 人、次長級が 3 人、課長級が 2 人、主幹級が 4 人、主査級が 1 人となり、合わせて 11 人となりました。

組織の変更点につきましては、今年度はございませんでした。

これらの結果、職員数は、昨年と比較し 3 人増の 275 人となり、増減の主な内訳は、

- ・ 教育委員会事務局次長職が 1 名減、
- ・ 文化スポーツ振興課の育児休業予定者の補充のため 2 名増、
- ・ 昨年度、退職者の補充が出来ずに欠員となっていた中学校給食センターが 1 名増、
- ・ 学校用務のうち、ボイラー業務に従事するための有資格者を補充のため、中学校の学校用務員が 1 名増

となっております。

これらについて、本日の内示日ぎりぎりまで調整を要するなど、会議を開催する暇がありませんでしたので、「青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則」第 5 条第 1 項の規定により、教育長が臨時に代理し処理いたしましたので、同条第 2 項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるとでございます。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○成田教育長

ただ今の事務局の説明に、御意見、御質問等はございますか。

～ なし ～

○成田教育長

では、議案第 14 号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第 14 号については原案のとおり決定することといたします。

(2) 報告

○成田教育長

それでは、報告事項に入ります。

報告事項は 3 件となっております。

それでは「報告1 寄附採納について」事務局から説明をお願いします。

○総務課長

寄附採納について、御報告申し上げます。

お手元の寄附採納一覧を御覧ください。

2枚の資料になってございますが、まず1ページ目は、小学校における寄附採納となっており、小柳小学校など10校に対し、「青森市立小柳小学校父母と先生の会」様など12団体から「紅白幕」などの寄贈申し出があり、受領しました。

2ページ目につきましては、中学校における寄附採納となっており、戸山中学校など7校に対し、「青森市立戸山中学校第33回卒業生一同」様など7団体から「体育館ステージ用脇幕」などの寄贈申し出があり、受領させて頂いております。

このたびの御厚意に対しまして、心から感謝いたしますとともに、有効に活用させていただくこととしております。

以上でございます。

○成田教育長

ただ今の事務局の説明に、御意見、御質問等はございませんか。

～ なし ～

○成田教育長

次に、「報告2 青森市文化会館及び青森市民美術展示館ネーミングライツについて」事務局から説明をお願いします。

○文化スポーツ振興課長

青森市文化会館及び青森市民美術展示館ネーミングライツについて、御報告申し上げます。

配付資料を御覧下さい。

青森市文化会館のネーミングライツにつきましては、平成24年4月1日より導入しているところでございますが、平成29年3月31日をもって現契約が満了いたしますことから、本年1月16日から2月15日までの期間、平成29年4月1日以降のネーミングライツ・スポンサーの募集を実施いたしました。

募集の結果、現スポンサーの「株式会社リンクステーション」様

1者から応募があり、外部の学識経験者から応募者の経営状況について意見聴取を行い、副市長及び関係部局の長で構成する命名権者選定会議の開催を経て、「株式会社リンクステーション」様が命名権者に選定されたところでございます。

主な契約内容は、契約期間を平成29年4月1日から平成35年3月31日までの6年間、ネーミングライツ料を年額600万円、総額3,600万円とし、去る3月14日に契約を締結いたしました。

また、施設の愛称につきましては、引き続き「リンクステーションホール青森」に決定いたしました。

今後、広報あおもりや市ホームページ等により、本年4月1日以降の愛称継続及び契約内容について、周知していくこととしております。

さらに、平成27年2月より募集を実施しておりました青森市民美術展示館につきましても、「協同組合タッケン」様から、11月1日付で応募があり、契約期間を平成29年5月1日から平成32年4月30日までの3年間、ネーミングライツ料を年額150万円との内容を提示されました。

応募を受け、学識経験者からの意見聴取と命名権者選定会議を開催したところ、「協同組合タッケン」様をネーミングライツ・スポンサー交渉権者として選定されました。なお、愛称につきましては、契約締結後に公表することとしております。

今後につきましては、今年5月からのネーミングライツの導入のため、交渉権者と看板設置場所、契約締結に向けた協議を進め、契約締結後には、広報あおもりや市ホームページ等を活用し、契約期間、契約金額、愛称について周知を図って参ります。

なお、ネーミングライツ料につきましては、市民の文化芸術活動の推進に資する事業に活用して参りたいと考えております。

以上でございます。

○成田教育長

ただ今の事務局の説明に、御意見、御質問等はございませんか。

～ なし ～

○成田教育長

次に、「報告3 いじめ防止等対策について」事務局から説明をお願いします。

○指導課長

いじめ防止等対策について、2月14日開催の第2回定例会後の動きを合わせながら御報告いたします。

配付資料を御覧ください。

各学校に関わるいじめ防止等対策については、定例となっている「生徒指導に係る連絡会」「いじめ防止推進教師連絡会」を通して各指示連絡等を行なっております。

主なものとして、

○ホームページ等を通した「学校いじめ防止基本方針」周知の指示

○各学校の「いじめ防止対策委員会」におけるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の配置

○いじめ防止推進教師が中心となり、組織的な対応をすること

○アンケートの定期的な実施、「いじめ相談ポスト」の設置などによる情報収集

○学年末及び学年始休業における子どもの見守りの指示

○今年度のいじめに係るデータ等の保存、次年度への確実な引継ぎの指示

などを行ったところです。

次に、各学校が「いじめのない学校・学級」実現のため、全教職員が計画的に心の教育に取り組めるよう、教育委員会は「平成28年度『青森っ子』心つながる『いじめのない学校・学級づくり』アイデア集」を作成しました。

主な掲載内容は、教育委員会が開発した学校で取り組むべき活動プログラム事例や、学校が互いに実践をする上で参考とすることができるよう、各学校のいじめ防止につながる取組事例となっております。

なお、本アイデア集は、3月3日付けで青森市全小・中学校や関係機関等へ配付しました。

次は、月例報告に基づくいじめの認知件数についてです。平成29年2月末現在、4月からの累計を見ますと、小学校1,258件、中学校405件、小・中学校合わせて1,663件となっております。

そのうち、1,519件は解消しており、134件は、一定の解消が図られたものの継続支援中、10件は解消に向けて取組中となっております。

次に、児童生徒及び保護者等の様々な悩みに対応するために、平成29年1月16日に設置し、毎日9時から24時まで開設している「フレンドリーダイヤル743-3600」及び教育委員会に直接電話のあった相談について、3月16日現在の状況を御報告いたします。

相談電話件数は合計56件あり、その内訳としましては、「いじめに関すること」が4件、「いじめ以外のこと」が52件となっております。

今後も、相談者の悩みや不安に共感を持って耳を傾けるとともに、学校や関係機関と連携しながら早期の解消・解決に努めて参ります。

次に、浪岡地区小・中学校に対する教育委員会としての支援体制を強化するために、1月11日に発足した浪岡地区教育環境充実プロジェクトチームのこれまでの活動状況について御説明いたします。

教育課題解決のための支援・援助を目的とした学校訪問が 39 回、学校の諸会議への参加が 5 回、地域の諸会議への参加が 4 回、また、カウンセリングアドバイザー訪問による教育相談の実施が 11 回となっております。

今後も引き続き、浪岡地区の小・中学校の指導体制・指導内容の強化のための支援を継続して参ります。

最後に、「青森市子どもの危機に向き合う緊急支援チーム」の概要について御報告いたします。

本チームは、教育委員会事務局職員と弁護士、医師及び精神保健福祉士などの専門家との連携の下に構成するものです。現在は、関係団体から派遣していただく専門家の方の推薦が完了し、いつでも支援可能な状態となっております。

所掌する事項といたしましては、資料 2 ページにございますフロー図の左の中ほどにあります、

一つには、危機対応に関する支援

二つには、児童生徒、保護者及び教職員の心身の健康の維持・回復に関する支援

三つには、緊急事案等の発生の防止に関する支援

としております。

また、緊急支援チームが対応する「事案」につきましては、

一つとして、児童生徒等の死亡や重大な傷害などの事故等の「緊急事案」

二つとして、いじめ防止対策推進法に規定する「重大事態」

三つとして、その他教育上著しく影響があると認められる生徒指導上の諸問題など、児童生徒等に深刻な影響を及ぼすおそれがある事案としております。

専門家の主な役割といたしましては、学校が行う「危機対応」及び児童生徒や保護者等の「心身の健康の維持・回復」に関する支援などについて、必要に応じて、教育委員会事務局職員への助言を行うとともに、状況に応じて学校への直接的な支援も行うこととしております。

教育委員会といたしましては、今年度より開始した数々のいじめ防止対策を今後も確実に実施し、常にそれらの成果や課題を検証しながら、より実効的な対策になるよう改善に努めて参ります。

以上でございます。

○成田教育長

ただ今の事務局の説明に、御意見、御質問等はありませんか。

○池田委員

ひとつお訊ねしたいこととして資料 1 ページの 4 番のフレンドリーダイヤルには相談件数が 56 件あったということで、そのうちいじめに関するものが 4 件あったということですが、このダイヤルに電話をしてきた方に対してこの後の対応ということについてはどういった流れになるのか教えていただけますか。

○指導課長

フレンドリーダイヤルに電話が来る件については学校が認知していない点が多いので、我々がその内容を的確に把握し、まずは学校への情報提供や関係機関への連絡を行い、その解決に向けた支援を行うように取り組んでおります。

○池田委員

わかりました。学校で把握している件数の中で解消や一定の解消が図られたものがこの資料の上でございますが、今のお話では、直接このダイヤルに来る件についてはこの学校で把握している件に入って来ないこともあるかと思っておりますので、この部分について相談者

の意向も踏まえながら、関係する学校とも連携を取りながら取り組んで頂きたいと思えます。

もう1つですが、いじめ以外のことが52件ございますが具体的にはどのような相談があるのでしょうか。少し教えて頂ければ助かります。

○指導課長

個人情報もございますが、具体的には進路の悩みであるとか、また、人間関係などの集団生活の悩み、今後生き抜くための様々な課題についてなどの件が多いです。

○池田委員

わかりました。

○成田教育長

他にございますか。

○成田教育長

他にございますか。

～ なし ～

(2) その他

○成田教育長

それでは、その他本日の案件以外に委員の方から他に何かございますか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、事務局の方から何かございますか。

～ なし ～

それでは、本日予定しておりました議案の審議等が全て終了いたしました。

以上を持ちまして、平成29年第3回青森市教育委員会定例会を終了いたします。

お疲れ様でした。

平成29年3月24日開催の平成29年第3回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

平成29年4月19日

書記 藤田 剛

上記のとおり相違ないことを認め署名する。

平成29年4月19日

署名委員 石澤 千鶴子

署名委員 池田 享 誉